

設 計 概 要

1 設 計 概 要

(1) 設計目的

京都府立向日が丘支援学校では、竣工から 50 年経過しており、施設全体の老朽化と近年の生徒数の増加傾向や特別支援教育の方針に伴う教室不足等により、校舎の改築が必要となっている。

本業務では、向日が丘支援学校改築に係る基本・実施設計を行うものである。

(2) 業務概要

京都府立向日が丘支援学校改築に係る基本設計及び実施設計業務

(3) 施設規模

A. 学校規模

児童生徒数：約 200 人

教職員数：約 150 人

障害種別：知的障害、肢体不自由

通学方法：スクールバス（7 台）、自家用車送迎、自転車、徒歩、
放課後等デイサービス（平均 20 台程度）

B. 施設規模

校舎棟：RC 造等、約 11,700 m²

必要諸室については別紙の面積表とする

体育館：RC 造等、約 1,000 m²

プール施設：25m コース×5 レーン

体育館及び校舎棟と一体整備も考慮する

その他施設：バス車庫・自転車置き場・体育器具庫等 約 270 m²

グラウンド：グラウンド整備、防球ネット、遊具等

外構整備：植栽、舗装、駐車場、囲障等

※上記面積は想定床面積であり、計画通知上の延べ床面積ではない

(4) 施設計画

A. 全体計画・建築計画

- ・校舎、体育館等の整備に当たっては、施設概要に記載の耐震安全性の分類で設計すること。
- ・200 人の児童生徒が通う特別支援学校としての必要機能、必要規模を確保すること。
- ・校舎棟は工事工期及び施工性を考慮して、1 棟及び 2 棟等複数案で検討し、決定すること。
- ・変化のある教育活動に柔軟に対応できる、可変・融通性のある諸室計画とすること。
- ・歩行者動線と車両動線の交錯を出来るだけ避け、生徒の安全確保を図ること。

- ・プールの配置については、校舎棟と一括・体育館と一括・プールのみ単体の3案を敷地及び費用等を考慮して検討し決定すること。
- ・一定の施設開放を想定したセキュリティ対策を図ること。
- ・ユニバーサルデザイン及びバリアフリーを考慮し、極力エレベーター台数は少なくなるよう検討すること。
- ・生徒の特性を考慮した管理諸室、教室、特別教室、訓練室等の学びに応じたゾーニング計画とすること。
- ・府内産木材による内装の木質化について積極的に採用すること。
- ・長寿命、省エネルギー、省資源、自然エネルギーの活用等、環境負荷の低減について配慮すること。（屋根の遮熱等）
- ・完成後の清掃、点検、保守等の維持管理や、材料、機器更新等の保全が効率的かつ安全に行えるよう配慮すること。
- ・原則二足制とすること。
- ・トイレについては、児童生徒の利用を考慮した計画とし、清掃の容易さと衛生面に十分配慮し計画すること。
- ・設計に際しては建設コストの削減に努め、合理的な設計とすること。
- ・正門は南面に設置すること。
- ・既存擁壁の強度を調査し、調査報告書を提出すること。また、必要であれば改修設計を行うこと。
- ・来客用駐車スペースを確保し、通学バスの転回及び車庫を計画すること。
- ・災害からの安全な京都づくり条例に基づく既存施設の雨水流出係数を算出し、改築後には現在より低減させるよう、設計すること。
また、条例に基づいた雨水のピークカット対策について複数案作成し、検討すること。
- ・150mトラック（4レーン程度）1面分のグラウンドを計画すること。
- ・防球ネットの設置及び遊具の設置を計画すること。

B. 設備計画

- ・空調・受変電・発電設備について、イニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンス性、配置環境、改修計画等を総合的に比較検討して計画すること。
- ・水道、ガス、電気設備の配管・配線等については災害及び改修時を考慮した計画とすること。
- ・門扉は事務室からの遠隔操作により開閉出来るよう計画するとともに、監視カメラにて各門扉を監視できるようにすること。
- ・校内LANは全て10ギガベース対応とし、ICT教育環境を計画すること。
- ・トイレについては、原則洋式とし小便器には自動洗浄装置をつけること。

(5) その他条件等

- ・敷地南西部で別紙の参考図のハッチング部を除いた約4,000㎡程度を余剰地として確保し、長岡京市が予定している共生型福祉施設（延べ床面積約4,500㎡）の建設地を考慮すること。なお、確保する余剰地はハッチング部と連続した敷地で検討すること。
- ・部屋及び共用部における延べ床面積の合計は棟毎に別紙の面積表以下に抑える

こと。

- ・本設計は、「京都府立向日が丘支援学校改築基本構想」を十分理解し、設計内容に反映させること。
- ・支援学校の平面レイアウト作成時には、共生型福祉施設構想・基本計画に記載の諸室一覧を元に共生型福祉施設の平面レイアウトも作成し、検討すること。
- ・平面レイアウト等の設計にあたっては、教職員及び保護者等の意見を聴取し設計内容への反映を検討すること。
- ・発注者からの要求により、学校関係者等への説明を求めることがある。
- ・敷地南面の現進入路は敷地想定には含まず、別紙参考図の配置図の内門から北面で構想を行うこと。
- ・余剰地は別紙参考図のハッチング部と連続した敷地とし、検討すること。
- ・周辺交通状況、敷地内状況、生徒等の動線を考慮し、工事関係車両の通行経路、交通誘導員の配置、仮囲い範囲等、適切な安全対策を検討するとともに工事に必要となる仮設計画図を作成すること。
工事開始時には敷地南西部に建築物（高齢者福祉施設）が出来ているため、想定した仮設計画を行うこと。
- ・工事内容、施工手順を十分に検討し、詳細な工事工程表の作成を行うこと。
- ・設計に先立ち、ボーリング調査を実施し、設計に反映させること。
- ・設計に先立ち、整備地周辺の既存建築物、工作物等の位置を確認するための現地測量（レベル測量を含む）を実施すること。（専門業者ではなく設計事務所職員による測量で可とする。）
- ・設計図書は貸与する既存図面を参考に、現地調査に基づき作成すること。
- ・本業務には既存建物の解体設計は含まない。
- ・別紙の諸室面積以外に法令等により必要となる場合は監督職員に報告し協議すること。

(6) 各種法令の手続き

- ・工事に当たり必要となる建築基準法に基づく計画通知等、関係する法令・条例・要綱等に基づく事前協議及び手続きをすること。
設計内容は法令遵守を徹底し、必要に応じて関係機関と協議を行うこと。
- ・確認済証は業務期間内に取得すること。
- ・工事施工時及び完成時に必要となる諸官庁届け出等についての一覧を作成すること

2 その他の設計条件（共通事項）

- (1) 非構造部材について耐震施工とすること。このために天井、照明器具及び設備機器等の落下・転倒の危険性について検討すること。
- (2) 公立学校施設台帳作成提要（文部科学省）により配置図・平面図を作成すること。
- (3) 積極的な提案を行い、監督職員の承諾を得た上で設計を行うこと。
- (4) 設計概要に記載する内容については、全て設計業務の成果品として提出することとするが、工事費の調整により発注工事内容を縮小することとなった場合は、監督職員の指示により、分割した成果品として提出すること。

